

権利擁護サポートセンターだより

水戸市社会福祉協議会 権利擁護サポートセンター広報紙 第11号



あけましておめでとうございます。

本年も皆様にとって素晴らしい1年になる事を心よりお祈り申し上げます。
本年も職員一同、成年後見制度の普及啓発や相談等に尽力して参りますので
何卒よろしくお願いいたします。

権利擁護サポートセンター職員一同

お知らせ

●「成年後見制度 住民向け学習会」への参加者を募集しています！

2月から3月にかけて、住民向けに成年後見制度学習会を開催致します。
下記の3つの会場で参加者を募集しておりますので、お気軽にご参加ください。

講演 **知って安心！ 相続・遺言と成年後見制度**
講師 法テラス茨城法律事務所 弁護士

日程 令和4年**2月7日（月）**

場所 水戸市役所本庁舎4階 中会議室（水戸市中央 1-4-1）

申込先 水戸市社会福祉協議会 権利擁護サポートセンター TEL 029-309-5001

詳細は
「別紙チラシ」を
ご覧ください

講演 **相続が争族にならないために**
～成年後見制度まで見据えた生活設計をしよう～
講師 ファイナンシャルプランナー

日程 令和4年**2月15日（火）**

場所 小美玉市生涯学習センターコスモス（小美玉市高崎 291-3）

申込先 小美玉市役所 玉里総合支所 TEL 0299-48-1111

介護福祉課（内線 3121）又は社会福祉課（内線 3234）

詳細は
「別紙チラシ」を
ご覧ください

講演 **相続が争族にならないために ～大切な人へのメッセージ～**
講師 ファイナンシャルプランナー

日程 令和4年**3月1日（火）**

場所 城里町役場本庁舎3階（城里町大字石塚 1428-25）

申込先 事前申込不要

後日、お知らせ
いたします

ニュース

● 笠間市において、「住民向け学習会」が開催されました！

令和3年12月13日（月）、『地域医療センターかさま』にて、「成年後見制度学習会」を開催しました。講師に笠間市内に事務所がある行政書士をお招きし、『終活について ～エンディングノート活用術～』と題して、エンディングノートの活用法、成年後見制度の概要について学びました。

※詳細については、**別紙報告書**をご覧ください。



● 「電力・ガスの契約」に関する勧誘にご注意を！

平成28年に電力、平成29年にガスの小売り全面自由化が行われましたが、下記のような電力及びガスの契約に関する相談が全国の消費生活センター等へ寄せられています。

令和2年度には6800件程の相談が寄せられており、引き続いて、注意喚起が必要な状況となっております。

【相談事例】

- ・電話で契約先変更を勧められ、承諾しなかったのに請求書が届いた。
- ・引っ越し業者比較サイトから電気の契約先変更をしたことになっていた。
- ・契約先変更の説明を聞くだけで、乗り換えるつもりはないと伝えたが、「料金が安くなるのに、なぜ契約しないのか」と強引に勧誘され、やむを得ず契約してしまった。その後、名刺に記載された住所にクーリング・オフの通知を発送したが、まだ返事がなく、解約されているか心配。



勧誘があった際に、契約の意思がない場合は、はっきりと断りましょう！

契約する場合には契約内容をしっかりと確認し、契約情報はきちんと控えておきましょう。

契約してしまった後でも、クーリング・オフ等ができる場合もあります。

また、トラブルに見舞われた場合には、**消費者ホットライン「188（いやや!）」**番へ相談しましょう！



● 受任状況（県央地域定住自立圏域内） 令和3年12月末日現在

- 法人後見現受任件数 25 件：水戸市社協 15 件，ひたちなか市社協 3 件，東海村社協 6 件

受任社協名	市町村名	後見	保佐	補助	計
水戸市社協	水戸市	10			10
	笠間市	1			1
	小美玉市	2			2
	大洗町	1			1
	城里町	1			1
ひたちなか市社協	ひたちなか市	3			3
東海村社協	東海村	3	3		6
合計		21	3	0	24

- 法人後見監督現受任件数 1 件：水戸市の市民後見人の後見監督 1 件
- 水戸市社協の延べ受任件数 25 件
- 水戸市社協の受任審査会では今年度，6 件の案件が「法人後見として受任が適当」と審査され，家庭裁判所の審判により，そのうち 4 件をすでに受任しております。（2 件は審判待ち）

発 行

社会福祉法人水戸市社会福祉協議会 権利擁護サポートセンター

住所：水戸市赤塚 1 丁目 1 番地 電話：029-309-5001

E-mail：kenriyugo@mito-syakyo.or.jp

ホームページ：<http://www.mito-syakyo.or.jp/soudan/kouken.html>



ホームページ
QR コード

知って安心！
相続・遺言と成年後見制度

成年後見制度は、認知症、知的障害、精神障害などの理由により、判断能力が不十分な方について、本人の財産や権利を守る援助者を選ぶことで本人を法的に支援する仕組みです。

住み慣れた地域でいつまでも安心して、自分らしく暮らしていけるように、**成年後見制度**や**相続と遺言**について学んでみませんか。

エンディングノートを差し上げます！

講師 法テラス茨城 弁護士 ^{おおつか}大塚 ^{よしとみ}喜封 氏

日時 令和4年2月7日(月)
午後2時00分～午後3時30分
(受付:午後1時30分～)

参加費無料
定員 50 名
(事前予約制)

会 場 水戸市役所本庁舎 4 階 中会議室
(水戸市中央 1－4－1)

定員になり次第、締め切ります

アクセス



お問い合わせ先

社会福祉法人 水戸市社会福祉協議会

権利擁護サポートセンター

☎:029-309-5001

水戸市高齢福祉課 ☎:029-232-9174

水戸市障害福祉課 ☎:029-232-9173

申込書については裏面をご覧ください

主催：水戸市高齢福祉課・水戸市障害福祉課、水戸市社会福祉協議会 権利擁護サポートセンター

※ この事業は、茨城県央地域定住自立圏成年後見支援事業で取り組んでいます。

成年後見制度住民向け学習会 IN 水戸

定員 50 名 ※定員になり次第, 締め切ります。

FAX : 029-309-5525

(FAXの場合には到達確認のお電話をお願いします)

お申込方法

水戸市社会福祉協議会 権利擁護サポートセンターに, FAX, 郵送又は窓口にて,
1月31日(月)までにお申込みください。

【申込み先及び問い合わせ先】

水戸市社会福祉協議会
〒311-4141
水戸市赤塚 1-1 (ミオス内)
FAX : 029-309-5525
電話 : 029-309-5001

【窓口及び電話の受付時間】

祝日を除いた月曜日から金曜日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

※ 新型コロナウイルス感染の感染拡大防止のため, 以下についてご協力をお願いします。

- ・ 当日マスクの着用をお願いします。
- ・ 受付時に, 手指のアルコール消毒や検温にご協力ください。
- ・ 咳や発熱などの症状がある場合は, 参加をお控えください。



申込書

事業所名	※ 一般の方は事業所名の記載は不要です
連絡先(電話)	
ふりがな	
申込者氏名	

相続が争族に

ならないために

小美玉市に
お住まい・お勤めの方のための
エンディングノート活用術

参加費
無料

エンディングノート
無償配布

【お願い】新型コロナウイルス感染予防のご協力をお願いいたします

日時

令和4年 **2月15日**(火) 14:00~16:00 (13:30開場)

講師

(株)宮田財務
ファイナンシャルプランナー
宮田 久雄 氏

申込
期間

令和4年
1月11日(火)~1月31日(月)
先着100名まで(事前予約制)

会場

生涯学習センターコスモス
小美玉市高崎291-3



申込

小美玉市役所 玉里総合支所 ☎0299-48-1111
介護福祉課(内線3121) 社会福祉課(内線3234)
問い合わせ8:30~17:15まで(土・日・祝日を除く)

申し込みはQRコード
からも可能です



主催

小美玉市・社会福祉法人水戸市社会福祉協議会 権利擁護サポートセンター

成年後見制度住民向け学習会を開催！

令和3年12月13日（月）地域医療センターかさまにて、水戸市社会福祉協議会と笠間市及び笠間市社会福祉協議会が共催で、成年後見制度の普及啓発を目的とした「成年後見制度住民向け学習会」を開催しました。学習会には、地域住民等24名が参加し、判断能力が低下した際や他界した際に備え、エンディングノートの活用や成年後見制度の概要について学びました。

講演 終活について

～エンディングノート活用術～

講師：金木 裕之 行政書士（金木行政書士事務所）

学習会では、「エンディングノートは、リスク管理のひとつであり、自身が『介護が必要になった時のこと』や『医療のこと』、『葬儀のこと』などの項目について、どのように希望するのか、書き記すことができる。

また、『大切なメッセージ』として、『家族みんな、仲良くやってほしい』、『このように人生を歩んでほしい』など、遺された家族へ想いを伝えることもできるため、結果として、もしもの時に家族が困らず、自身の安心にもつながる」との話があり、ノートを活用する大切さについて学びました。



エンディングノートを使って
講演している講師



熱心に聞き入る参加者の様子

しかし、「エンディングノートだけでは、法的な効力がないため、ノートと併せて、『任意後見制度』の契約をしておくことが、判断能力が低下した後でも、自身の希望に沿った生活を送るためには大切なことである。また、他界後の相続については『遺言書』を残しておくことで、家族間のトラブルを回避することができる。今回の学習会を将来のことを考えるきっかけにしてほしい。」との話もありました

今回の学習会は、水戸市社会福祉協議会権利擁護サポートセンターと、県央地域の9市町村（水戸市、笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村）が協力して、地域で生活する方の権利擁護事業として進めている「成年後見支援事業」の取り組みの1つとして実施しました。